

八幡倉所二回八杉市実地方ノ算名ニ左様方格ノ協議  
先般東京大聖堂内ニ向テ即チ大型ビルニテ作ル能ク自由  
下ニ決シ即向キ申上テ千々廿八日付夫ノ掛布ノ出動セ  
トシ之ヲ以テ其ノ中途ニ於テ前記同左ノ控申シテハ全部之ヲ  
任事ニ押出スルヲ一

(17) 日本労働総連名ニ向テ即チ

日本労働総連名ニ向テ即チ一応申カノ状以テ視察ま  
ハ上中央委員合會同ノ之ヲ懸置シ決テ下ニテ本トシテ十時後  
本委員長ニ南浦市視テ訪問シ池田氏所説ニ依リ二杉市  
ト今更ノ上合視例ノ意留メ懸置セテ聴取シテ申上テ付録  
トナシ

同日日本労働総連名同左本初メテ本トシテ廿一日ノ初め此花区  
上福島南二丁目日本農民組合事務所ニ於テ中央職員合會

ウニ集シテ

(16) 同左労働組合自由聯合會

同左労働組合自由聯合會ニ於テハ昨十五日午後八時ノ初め  
池田氏大七ノ御所ニ於テ御之ヲ同チ杉浦市右派共  
實地見ニテ申上テ其算名ノ左様方格ノ協和ニテ其案

(1) 如記決メテノ合視書ノ提出スルヲ

(2) 申上共ニテ其算名ノ出動スルヲ

(3) 田中勢格加納税一カ書出而一同一高野山ニ至リ左様

スルヲ

等ノ協和決意シテ廿十時ニ下野合會ニカ田中勢格加納税一  
兩名ノ合夜免電事ニテ其ノ高野山ニ向テトシテ其ノ  
途中控申ノ如ク之ヲ阻止スル